

規制改革推進会議（第35回） 議事概要

1．日時：平成30年6月26日（火）14:45～16:38

2．場所：4号館共用第4特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、江田麻季子、高橋滋、
長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（政府）河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、荒木参事官、佐脇参事官

（説明者）Japan Hosts Community 日下オーガナイザー

Japan Hosts Community 藤井氏

Airbnb Japan株式会社 山本公共政策本部長

Airbnb Japan株式会社 長島公共政策本部上席渉外担当

観光庁 稜川審議官

観光庁 鈴木観光産業課長

消防庁 緒方次長

厚生労働省 竹林生活衛生課長

4．議題：

（開会）

民泊新法施行の状況について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 時間となりましたので「規制改革推進会議」第35回会合を開会いたします。
本日は、飯田委員、古森委員、野坂委員が御欠席です。高橋委員、森下委員は遅れての御出席となります。

6月15日に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されました。地方自治体への営業届け出件数は、残念ながら、もともと想定した件数よりもかなり少ない状況にあります。違法民泊の適正な排除につながった一方で、潜在的に良質な民泊も届け出できなかった可能性は否めません。

また、事実として、民泊新法施行後、法を遵守しようとした結果、海外旅行者が民泊の利用を期待していたにもかかわらず、やむなく宿泊予約の急な取り消しに遭うといったインバウンド振興の立場からは看過できない混乱も生じております。このスタート時の届け出の低迷、混乱というのは、逆から見ると、今後の民泊市場を育てるための貴重な経験といえます。

そこで、きょうは、今後、この民泊サービスの制度を、いかにして民泊のよさを生かし、なおかつ透明性が高く、使いやすいものにしていくのか、そのためにはどうすればいいかを、事業者のご意見を踏まえて議論いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 事業者側から見て、現在どのような問題が生じているのかをお伺いするため、Japan Hosts Community、日下太介様、藤井健太郎様、Airbnb Japan株式会社公共政策本部長、山本美香様、公共政策本部上席渉外担当、長島淳史様にお越しいただいております。ありがとうございます。

Japan Hosts Communityは日本人ホスト同士の交流の場として、1,600名以上のホストが参加をしているコミュニティです。日下様御自身も住宅宿泊事業をされています。

Airbnb Japan株式会社は住宅宿泊仲介事業者として、以前には公開ディスカッションにもおいいただきましたが、本日はスタート後の現状の問題をお伺いいたします。

それでは、Japan Hosts Communityより、まず御説明をお願いいたします。

日下オーガナイザー きょうはお時間、ありがとうございます。日下と申します。よろしくお願いいたします。

私は、きょうはJapan Hosts Communityのオーガナイザーとして住宅宿泊事業の現状報告とお願いに参りました。

次のページがアジェンダになります。そして3番目、自己紹介です。私自身、民泊ホストを数年間やっておりました。きょう、招待された経緯としましては、私自身、民泊ホストをしながら優良な民泊ホストを育てる目的で、さまざまな無償の民泊支援活動をしております。国内のいろいろな民泊ホストグループをまとめるJapan Hosts Communityというフェイスブックのオーガナイザーとして、北海道のグループから沖縄のグループまで、さまざまな民泊コミュニティグループと連携をして活動しております。

このグループ発信でさまざまな活動をしております。1つ目、民泊ホスティングガイドライン作成プロジェクト。これは参考資料1 - 2として添付、皆様にお配りさせていただいております。観光庁のガイドラインとはまた別の視点で、民泊を通じてどういうように外国人ゲストに新しい旅の価値を提供できるか、そして、ホストの心構えなどを軸に書いており、ベテランホスト20人ぐらいが北海道から沖縄までオンラインで集まり、1年かけてガイドラインをつくりました。今までで大体1,000近いダウンロードをされており、国交省や幾つかの保健所からもダウンロードしたという連絡をいただいております。

2つ目、北海道の民泊ホストグループは任意団体を立ち上げて活動し、住宅宿泊事業の届け出は北海道が日本一という成果を生んでおります。これらは本当にごく一部の活動で、きょうはそのトータル5,000人の優良民泊ホストの代表という立場でいろいろな方から推薦いただき、現場の声を届けにやってきました。

次のページに行ってください。残念ながらマスメディアからの民泊の印象は非常に悪い

です。ただ、実際の民泊ホストたちとは全く異なると思っております。なので、次のページに実際に優良民泊ホストを何名か紹介させていただきました。

次、「3．実際の民泊ホスト」です。

1組目、地元のお店を行列できる人気店に変えたワクイファミリー。これは40代の夫婦なのですが、自宅の空き室だとか不在型で数年前から民泊をされております。そして、非常にグルメな家族で、ゲストに地元の人しか知らないお店だとかを案内したり、自分でガイドブックをつくって、お店に英語メニューも置いてもらってと、町も非常に大歓迎しており、韓国の有名俳優が彼らの薦めるシュークリーム屋さんに行って、それをインスタグラムで投稿した結果、そこが一気に韓国人に広まって行列のできるシュークリーム屋さんになったりなどの成功例もつくっております。

2組目、民泊で空き家対策をしているママ、カスミさん。彼女の場合は両親の古いアパートが空き部屋ばかりだったので、その数軒を利用して子育てしながら民泊をされております。非常に丁寧なもてなしで、ゲストのほとんど、大半はリピーターか紹介という人気ホストでして、近所を招待してバーベキューだとか居酒屋会を実施して、ゲストと友達が遠距離恋愛に発展しているケースもあります。

そして、3つ目のケース、元エンジニアのタイキさん、彼の場合は新宿付近のマンションで不在型民泊をされておりました。そして、サラリーマンをやめてフルタイムの民泊ホストになることができました。もちろん、清掃もゲスト管理も全て彼自身で実施しています。最初、民泊に後ろ向きだった老夫婦のオーナーも彼が毎回ゲストを紹介するものですからどんどん感化されて、自分も英語を話せるようになりたいということで英会話を習い始めたりだとか、最終的に町の案内に協力してくれたりだとか、空き部屋が出たときに「タイキ君、この部屋もよかったら民泊せんかね」みたいに部屋を薦めてくれるようにまで成長しました。

実際はこのような民泊ホストが大半で、問題はほとんど起こっておりません。にもかかわらず、この3組とも届け出できず、全員撤退という現状になっております。なぜかということをお次のページに書いております。

まず一言で言うと、届け出が難し過ぎます。この3つの原因を1つずつ話させていただきます。

1つ目、書類提出の多さと難解さ。

2つ目、時間がかかる届け出手続。

3つ目、届け出を受理しない自治体。

次のページに行ってください、まず「4 - 1．届け出書類の多さと難解さ」から説明させていただきます。

これは区によって条例は違うのですが、世田谷区のケースをいただきましたので、これを参考に説明させていただきます。

黄色のものと赤いもので色分けをしております。黄色のものは1日程度準備がかかるも

のとして7つほどリストアップしております。極めて難しいものは赤のもの4点です。13番、マンションや管理組合からの民泊の許可。14番、不在民泊の場合の管理業者委託で、特に6月15日以前は業者がほとんどいなかったので契約できない。16番、居住マンションでもホテルレベルの消防設備が必要な場合が多いです。17番、部屋の建築物が安全ですという建築士のお墨つきとその先生の免許のコピーが必要です。もちろん、既存の民泊ホストも、これから始めたい方も、あるいは民泊に興味がない一般の方も極めて準備が難しい書類ではないでしょうか。

次のページに行ってください。次は手続です。時間がかかる届け出手続。グループでアンケートをとりましたが、いまだWebのみで届け出を完結した人はおりません。こちらでも世田谷区の戸建て所有の方からヒアリングしたタイムラインです。保健所に4回、消防署2回、そして、本籍の区役所に1回、法務局に1回。平日働くサラリーマンだとかOLの方にとって難しすぎる、そして、時間がかかり過ぎる届け出手続となっております。

そして、次のページに行ってください、3番、届け出を受理しない自治体。書類不備、立入検査の必須を理由に拒否される場合があります。こちらは何名かに調査いただいたのですが、例えば物件を見に行き、立入検査をしないと番号発行をしない。消防点検3回以上が必須。マンションも戸建ても賃貸は全て民泊禁止、不在の場合は管理会社に委託しても禁止などの上乘せ条例がされております。

いかがでしょうか。仮に、この部屋にいる皆さん全員が民泊ホスト、つまり、住宅宿泊事業を始めたいと思ったときに、このような条件で届出のやる気が出てきますでしょうか。やれそうですでしょうか。恐らく、仮に、ここにいる全員が住宅宿泊業をしたいとなった場合でも1つ目の書類準備でごっそり80%程度落とされ、さらに平日、フレキシブルに動ける人以外は落とされ、最後、追加要件で保健所等から落とされる。最終的に、この部屋全員が届け出をしたとしても数人程度しか受理できないのではないのでしょうか。これは届け出制度ではありません。そして、結果、悲惨な状況です。

次のページに行ってください。たくさんあったのですが、一部だけ抜粋させていただきました。

1組目の藤沢市の50代の夫婦。マンション賃貸でオーナーの許可があって民泊をやっていたのですが、共有部分の開口部の面積が4平米以上のため、その1つの部屋のためにマンション全館に誘導灯設置が義務づけられ断念。

2組目、これは60代の単身の女性なのですが、民泊が老後の生きがだったが、戸建てでも階が違う場合は非同居型だと言われ、保健所職員に呼び出されたり、民泊に使う部屋以外の全ての部屋を立入検査され、届け出断念。

3組目、空き家対策になっていた築古マンションも届け出不可。新法のタイミングで合法化したかったが、不在型は禁止ということで断念。3分の1以上が民泊の部屋で住民の理解もあり、トラブルも全くなかったのに、このままでは自分の生活すら難しい。

次のページに行ってください、江戸川区50代夫婦の場合だと、届け出の難易度が高過

ぎて、3カ月以上たってもまだ取得できていない。

5件目、墨田区の30代家族。所有マンションも管理会社からのNGにより、届け出不可。マンションはオートロックなし、リサイクルショップやネイルサロンなど建物内にあり、不特定多数が出入りしているにもかかわらず、民泊だけはNGで理由も教えてくれない。

そして、最後、世田谷区20代のシングルマザーです。小さい戸建てのため、民泊の届け出番号を取れました。しかし、規制が厳し過ぎて今までのように継続できず、早くも廃業届予定。

これが今、ホストの実際の現場のヒアリングです。これは実際に直接のホストだけにインタビューしたのですが、これに関連してオーナーだとか、その親戚の方が清掃をやっている場合だと清掃業者だとか、個人のインバウンドサービス、本当に悲惨な状態です。これが私たちの思っていた2018年だったのでしょか。

次のページに行っていただきまして、観光庁のホームページから、本来の2018年を引用します。

「これから観光がますます発展していくためには、政府などの「官」が環境を整備する中で観光産業の「民」が力をフルに発揮していただく必要があります。2018年は、観光地も含めた観光産業の底上げを初めとするさまざまな努力をギアアップしていく年だと考えています。」本来はギブアップではなくて、ギアアップしていかないといけない年だと思っております。

なので、最後、3つお願いです。

1つ目、届け出の簡略化と猶予措置。優良なホスト全員が民泊を続けられる届け出制度を見直し、そして、完了までの刑罰執行猶予を下さい。

2つ目、規制の見直し。優良な民泊の芽をつむのではなく、育つように規制の見直しをお願いします。

3つ目、本当の民泊の姿の理解と発信。旅館や住宅などの建物ではなく、民泊は人にひもづくサービスだと思っております。ベジタリアンはベジタリアンホストのもてなしを受けたいですし、アーティストはアーティストとつながります。なので、そもそも既存ビジネスと競合するものではなく共存するものだと思っておりますし、苦情の大半であるごみや騒音は民泊ホストのスキルとITで幾らでも管理が可能だと信じております。そして、そもそもこの3番の理解が正しくされていれば、1や2は全く起こらなかったと思っております。

その他、言いたいことは本当にありますが、観光先進国になるために私を含め5,000人以上の民泊ホスト、何でも協力いたします。なので、ぜひこちらの御検討のほど、よろしくをお願いします。

最後のページになりますが、書き切れなかったホストのアンケートの結果をAppendixとして掲載しております。御参考にしてください。

以上になります。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、続いてAirbnbさんからお願いいたします。

山本公共政策本部長 御紹介にあずかりましたAirbnbで公共政策を担当しております山本と申します。本日はこのような機会を賜り、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

資料に基づきまして発表させていただければと思います。いつも最初に皆様にお伺いするのですが、弊社のことを使っていただいた方はもしやいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。もう少し頑張ります。

弊社はもともと2008年にサンフランシスコで生まれたサービスでございます。創業者3人のうち2人が住んでいる賃貸のマンションでしたけれども、そちらの賃料が払えなくなりまして、偶然、近くで国際会議が開かれていて、かつ宿泊する場所もないのだということを知りつけまして、では、自分の部屋を貸したらいいのではないかとということで思いついたのがビジネスのそもそもの始まりになります。それから10年ほど経過いたしましたけれども、おかげさまで現在、世界191カ国、都市の数8万1,000、物件の数にいたしますと、こちらにございます約500万件近くのものプラットフォーム上に掲載をされております。

次のページに参りまして、累計ゲストでございますけれども、これまでに3億人以上の方にお使いいただいております。旅のトレンドとして体験あるいは自分だけの特別な体験を求めていらっしゃる方々にお使いいただいているのかなと自負をしております。もともと宿泊でスタートしたビジネスでございますけれども、実はエンド・ツー・エンド、旅の始まりから終わりまでを1つのアプリでアレンジできるようにしていきたいということでいろいろ取り組みを進めておりまして、日本では現在、宿泊以外にも体験のホストさんのものを予約していただくこともできますし、諸外国ですとレストラン予約も対応しているところもございます。

御紹介から始まりましたけれども、本題に戻らせていただきまして、6月15日、観光庁より、私どもAirbnbは住宅宿泊仲介業者としての登録の番号1番をいただき、早速、一生懸命励んでおります。6月15日以降、弊社に物件を掲載される方に関しましては、住宅宿泊事業法の届け出番号あるいはしかるべき許認可の記載を必須で行っていただくことになっております。この確認といいますが国のガイドラインで定められたとおりになって実施させていただいております。

この番号を入れていただく際ですけれども、ホストさんに2つのことを必ず御確認いただいております。それは、まず番号が正確であるということ。記入いただいた内容あるいは掲載物件に関する情報が行政機関に開示される可能性があることに必ず御同意をいただいております。その上で疑わしい物件が我々のほうで検知された場合には自主的に削除作業を進めております。特に不適切な番号を何度も入力されるような悪意のあるユーザー様がいらっしゃる場合に関しましては、掲載機能の停止処分であるとか退会といったような対応をさせていただいております。

点線の中にございますけれども、この疑わしい物件の検知に関して、可能であれば、もう少し一定のルールが採用されると非常にありがたいと我々は思っております。住宅宿泊事業の届け出に関しましては、全ての届け出番号がMから始まる10桁の番号の機械的な作業ができる番号になっておりますけれども、御案内のとおり、旅館業あるいは国家戦略特区の許可番号に関しましては一定のルールがございません。こちらがもし機械的な割り当てになりますと弊社としてもより精度の高い検知システムの導入が可能になり、より悪質な物件に対する対応がきちんと我々としてもとれると考えております。

また、6月1日に観光庁さんから私どものほうにも通知が生まれて、情報開示の準備を現在進めているところでございます。このほかにも年2回、私どものほうで掲載をしている物件の情報を行政諸官庁のほうにお出しするというようになっておりますので、そこにあって情報の突き合わせをし、さらにそこで違法であろうというように認定を受けたものに関して、私たちでも削除をしていくというような流れが想定されております。

戻りまして4ポツになりますけれども、各自治体様からのお問い合わせに関しましても専用の窓口の整備を6月10日以降、しております。実際に既に幾つかの自治体様からお問い合わせをいただいて完了したケースがございますが、特定のURLを御提供いただきまして、そちらの違法物件に対しての削除を迅速に行うように努めております。

現在、仲介事業者の一覧というのは、まだ現状、Webサイトに掲載がされておられません。したがって、我々としては、少なくとも仲介業の登録作業を通じまして観光庁さんとしっかり法にのっとって運用していくということを確認した上で実施をしておりますので、逆にそういったところに関しては御評価いただけるように積極的に対応いただくと大変助かります。

スライド6に参ります。少し釈迦に説法かもしれませんが、これまでの住宅宿泊事業法の施行に至るまでの経緯について、簡単に御説明を申し上げたいと思います。6月15日に住宅宿泊事業法が公布されました。その後、10月になって政省令、そして、12月26日、昨年の年末になって、ようやくガイドラインのほう公表となっております。先立ちまして幾つかの本当にごく一部ではございますけれども、自治体さんがガイドラインを待たずに条例を制定されております。ほとんどの方たちに関しましては、2月、3月の地方議会において独自の条例を制定されたわけですが、一部の自治体さんでは3月15日の後、届け出が開始した後に条例を制定されたケースも見受けられますし、さらには詳細な規則、ガイドラインの整備も3月15日以降になり、結局、3月15日から届け出ができていない自治体はかなり多くあったということをお知らせできると幸いです。6月1日には、実は消防法の改正省令のほうも出されております。届け出の準備期間中にこのような変更がございましたところ現場の混乱を一部来していると言えるのではないのでしょうか。

次のスライドに参ります。簡単に過去の届け出件数及び受理件数の推移について、こちらにまとめております。先ほどの日下さんの発表からもかぶるところがございますけれども、実際に届け出された件数に対して受理の数が非常に少なくなっております。御案内の

とおり、行政手続法上、形式要件が満たされ、しかるべき書類がしかるべき行政の窓口へ提出された時点で、本来では届け出行為が終了したことになります。しかしながら、6月15日の時点でも約1,500程度の方たちが受理をされていないというのが実態になっております。少なくとも届け出まで至った方に関しましては、どうか受理まで終わらせてあげたいというのが我々としても願っております。

あと、もう一点、申し上げたいところでございますけれども、家主不在型の方々の届け出というのは、より準備期間が短こうございました。届け出の際に管理事業者との契約が必須というようになっております。ところが、管理事業者自体の登録も3月15日に開始になりましたので、実質、家主不在型の方たちが登録開始できたのは早い方で4月の前半。しかしながら、一部の自治体さんでは駆けつけ要件10分等を設けているところもございませぬので、結果的にはより遅くならないと届け出作業自体ができないという方々が多くいらっしゃいました。

次のスライドになります。弊社のほうでホストさんに対して、実際、何が届け出の際に一番お困りですかという趣旨の御質問をさせていただきました。その際、大きく4つの課題が見えてまいっております。先ほどの発言にも重なるところがございますけれども、物理的に分譲マンションにおいて管理規約が入ってしまいましたというケースですとか、オーナーさんが許可を出してくださらないというようなところが1つ挙げられます。

例外的にと言うと少し語弊があるかもしれませんが、少なくとも一部の方が認める方向性であっても、届け出のために一筆必要であるというところでためらう方が出てきてしまったりですとか、反対していない証明ということで、マンションの組合の議事録等の中に一部の方の反対の意見等があると実質禁止扱いになってしまうといったようなこともあるそうです。

2ポツ目ですけれども、消防法では住宅扱いにならない方たちがたくさんいらっしゃいます。一部の居住型の50平米、提供居室の広さが50平米未満の方に関しては住宅扱いになりますけれども、それ以外の方たちにとっては非常に大きな設備投資になる可能性がございます。一部の方は貸す予定の1つのお部屋だけで済むこともございますが、場合によってはビル全体の民泊に使用しないその他の居室全てに対しての対応が求められることもあるそうです。そういたしますと数百万の投資になりますし、かつ、この作業自体、専門の業者に頼む必要がございます。そうしますと、まず見つけて、そこから2～3週間をかけるということで、到底3カ月では届け出が完了するものではないということは御想像いただけるのではないかなと思います。

3ポツ目に参ります。180日の日数制限。こちらは決まったことですので、そこ自体はすぐ明日変わるということではないかもしれませんが、そこに関連して、やはり収益性の課題というところが大きく出てくるようです。もともと消防のところでもかなりの投資が求められる場合がございますので、そこに鑑みて、きちんと投資の回収ができるのかというところで、まず御不安になられる方が多いような体感です。

逆に、では、180日の残りの日数を活用しようというところにつきましても、宿泊事業と定期賃貸借契約の区分が日本では非常に曖昧な扱いになっております。諸外国ですと単純に日数で区切って、30日以上は、いわゆるロングタームレンタル、それ未満はショートタームレンタルという形で分けて考えることができるところが多くありますけれども、日本の場合は生活の本拠に非常に重きを置いておりますので、一概に30日以上だから住宅宿泊事業法が適用除外になるとは言えないということが課題かなと考えます。

日下さんがすごくいろいろな例をおっしゃっていただきましたが、私のほうから重複になりますけれども、やはり手続の複雑さ、あるいは時間がかかるということが届け出をする際に皆様、大きな課題と感じておられるようです。もともとの届け出完了から受理までの時間はさておき、自治体さんによっては最低5カ所以上の場所に赴かれて書類をとられて、かつ行政書士さんに委託をされても本人が役所に行かなければならないといったような場合もあるそうです。対応可能な行政書士さんの絶対的な数も非常に足りておりません。そういった関係で、ただ、外注すればいいのではないかと簡単には言えないというのが実態でございます。

一時的な混乱というのはいたし方がないのかなとは思いますが、行くたびに追加の資料が欲しいとか、町内会に入会しました、では、町内会で質問、発言をしたのであれば、そのときの議事録を全部出してくださいといったようなところまで、かなり細かい書類の提出が求められているというのが現場の運用の実態になります。やはり過剰な上乘せ規制というのが、あるいは任意のものなのか、そうではないのかといったところが、一般の方が窓口に行ったときではすぐにはわかりかねるポイントになっておりますので、そうしたことがわかりやすい御説明というのが必要なのかなと思います。

多くの方が当てはまるわけではございませんけれども、消防法以外に関連法令がたくさんございます。例えば下水の対応であるとか汚水の処理といったようなところも一部のエリアでは追加の書類の提出が求められるそうです。住宅宿泊事業、やはりお家に関係することでございますので、実は関連法令、掘れば掘るほどたくさん出てくるというのが実態でございます。そちらに関してもぜひ国としての対応をしていただくことで、少なくとも自分の自宅を貸す方あるいは不在型の方でも、せっきく準備をされてあと一步というところまで来た方の気持ちを砕かないようにどうか御対応いただくとありがたいなと考えます。

以上、私のほうからの発表とさせていただきます。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員

私、この前、CNNでAirbnbの若いハンサムな創始者のインタビューを聞いて非常に感動し、それでもっと活動について宣伝をすればいいのにと考えたのです。

その創始者の方のインタビューで感動したのですけれども、なかなか最初、売り上げが上がらなくて皆さん苦労されたのです。クレジットカードを使って会社を運営したとかおっしゃっていて、そのときに、全部のフランチャイズとかオーナーさんの家を訪ねて行って写真を自分たちで撮った。いかにアップしたときにきれいに映るように撮影されたということでした。

それからもう一つ印象深い点は、当然、旅行という楽しみという側面もあるのですが、ハリケーン・サンディのときに大活躍されたそうです。いろいろな災害が多いような日本のような国では、例えば雪崩に遭ってしまったとか洪水で家が使えなくなってしまった時にAirbnbの提供するサービスがとても頑張られたというのは印象的でした。したがってAirbnbの提供するプラットフォームは大切であると思います。

今後は、フランチャイズを増やしていかれると思いますので、そのときに必要なのは、まず絶対にマーケティングで、だと思ふのです。その国、その国でのイメージづくり。あとはレギュレーション、すなわち規制で、そのプロになりフランチャイズに参加される経験のないみなさんにアドバイスをすることだと思ふのです。その中では、あるいは届け出支援であるとか、素人のオーナーさんたちの育成とか、そうした分野でのサポートが必要になるので是非尽力していただきたいと思ふます。

何でこんなことを申し上げますかという、先ほどエンド・エンドのプラットフォームを提供されると発言されていましたが、実は私も通信業界で、世界192カ国でエンド・エンドのデータ通信のプラットフォームを提供しているからです。そのときに一番時間とお金と人を割いたのは、まず各国との政府当局との交渉、すなわち法規制とグローバルのカスタマーへのコンサルタント。そのときに必要なのは技術情報というより習慣や文化を踏まえたコンサルタントなのです。この二つを合わせて情報としてまた具体的処理の方法として提供することが大切でした。

あと経済効果というものを考えて、それは当社の場合ロンドンオリンピック・パラリンピック大会でした。日本は2年後ですね。これだけもうかったのです、これだけ経済成長に民泊は効果が出たのですよと数字で端的に示していただきたい。

金丸議長代理 吉田委員、少しまとめてください。

吉田委員 申しわけございません。だから、それぐらいの時間をかけていただいてコーティングをしていただくという努力をお願いしたいと考えていますと、ということです。

山本公共政策本部長 ありがとうございます。

弊社の取り組みといたしまして、実は全てのホストさんに電話がけを届け出の期間中にさせていただいております。その際に必要な御支援の方法はなにがあるか、ということもお伺いした上で対応させていただいております。

1つ課題となりましたのが、私どもから行政書士さんに対してお金を支払った行政サービスをホストに提供いただくということはできませんというのは、行政書士法上、それが禁止されているからになるのですけれども、それが1つ、実は大きな課題となって6月15

日の手前でなかなかホストさんに行き渡ったサービスができなかったなというところは1つ反省というか、悔しい思いをしたところになります。

ほかの点につきましては、ビジネスチームがいろいろ頑張っておりまして、先日も日本の企業様とパートナーシップを組ませていただいて、30社以上の方々ときちんと日本で住宅宿泊事業を育てていこうということでエコシステムをつくる方向でグループを立ち上げさせていただいております。引き続き頑張りたいと思います。ありがとうございます。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 私は専門が行政法なのです。先ほど行政手続法の話が出ましたところ、実務を見ると行政法上の問題がある運用がかなりあって、恐らくそれは御社もよく事例を見たらお気づきになったと思います。したがって、ホストにかわって自治体に対し、これは行政法違反ではないか、というような働きかけはされなかったのでしょうか。

藤井氏 私のほうから説明させていただきます。

私は今、名古屋大学と熊本大学で、アントレプレナーで若手を育てております。自身も旅館の免許や新法に沿って全国の皆さんの支援をしているところなので、あちこち回っているのであちこちの自治体の現状を知っているのでレポートさせていただきます。

まず全体的に書類が多いという点で言いますと、例えば企業が賃貸で借りている物件を貸し出そうとした場合、役員が5人いたとしたときに5人全員の戸籍をとり、かつ5人全員の補助的な書類もとらないといけないということで、全国各地で10枚とらないといけないというようなことが発生しております。これは免許証番号から引っ張ってくれば終わる話なのに、なぜホストたちがこれだけの思いをしないといけないのかと非常に不満が上っております。

また、こちらのほうに挙がっているとおり、これは私のほうでも実際訪問させていただいたところなのですけれども、新宿は今、1,700件、訪問があり、届け出が186件、受理が54件しかないというところで、まず管理組合の書類を全てチェックして組合から取り寄せして照合作業をしている。あと物件を見に行き立入調査をしないと番号を発行しない。それでは簡易宿所と要件が一緒なのです。届け出制ではなくて、完全に管理をして発行しているというような形で、こちらは行政法違反に当たると思います。

那覇に当たっても、今、37件申請して1件しか出ていませんが、この1件は同居型です。36件に関しては2カ月間、棚上げにされたまま書類の不備ということで、一切理由を教えてもらえなくて棚上げになっているというところ。

大田議長 その行政法違反と思われるものについて、ホストにかわって行政に何らか違反であるということをおっしゃったかどうかという質問に対してはいかがでしょう。

藤井氏 地方でこういうようなものがあちこち横行しているということをお伝えしたただけなので、実際、受理を極力しないという方向に持っていったらっしゃる自治体が

たくさんありまして、そこでみんなホストのほうが一生涯懸命頑張っているのに通してもらえないという全国一律ではないというところが非常に困っているところでございます。

大田議長 Airbnbさんは働きかけをなさいましたか。

山本公共政策本部長 はい。地道に続けてきたつもりではございますが、なかなか力不足であったのかなとは思いますが。まず国から申し上げますと、観光庁さんのほうに二度ほど書面で申し入れをさせていただきました。自民党の観光立国調査会におきましても同様の発言をさせていただいたことがございます。自治体に関しましては、なかなか厳しい自治体さんも多くて、我々の声を聞く前にまずは私たちが早く遵法してくださいということが先に来てしまいますので、なかなかメッセージが伝わらないことがございましたが、一応頑張ってはありました。ありがとうございます。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

3点、御質問させていただきます。

1つ目は、2人のお話を伺ってしまして、届け出に関するさまざまな問題、この中には国の法律の問題と自治体の条例の問題、条例ですら定まっていなくても運用の問題という3つぐらいのレベルがあるのかなと思いましたが。これは個別にもう列挙していったら、どれがどの問題なのかというのをちゃんと整理をしたほうがいいと思います。それは今、ここで個別にやってもとても時間がないのですけれども、もし、そういった整理がある程度されていたら、それぞれどれぐらいの割合の問題なのか、感覚でも結構ですので、教えていただければというのが1つ目。

2つ目に、届け出の前の段階での問題は今、相当教えていただいたのですけれども、届け出の後の問題もあるのだらうと思います。これは先ほどの日下さんのお話の「5.結果、民泊ホストの声」という中の最後のところに記載されているシングルマザーの方の声ですけれども、これは届け出番号が取れたのだけれども、やめます、廃業しますと言われていた方がいて、これは届け出後の問題だと思うのです。1日何時間、家にいなければいけないとかという類いの話だと思うのですけれども、こちらの問題についても何かもう少し補足をしていただければ、お願いできればというのが2点目。

3つ目に、既になされていた予約のキャンセルの問題が今、生じていると思います。これは報道も既にされていますけれども、旅行の予約をしていたのだが、海外から来るはずだったが飛行機をキャンセルしてしまったとか、そのような話もちらほらと聞いております。なぜこのようなことが生じているのかを教えていただければと思います。

日下オーガナイザー 1番については私のほうで手元の資料がないので、準備いたします。

そして、3番のキャンセルのほうに対しても私のほうはホストなので答えかねるのですけれども、2番の届け出後の問題なのですが、もちろん、場所によっては大丈夫でした。

例えば北海道だと先ほどお伝えしたように届け出が日本一というところで、やはり制限が180日であっても、もともと家賃が安く、そもそもシーズンでビジネスが成り立つ地域に関しては届け出の後もそこまで問題なく続けてられているという話を友達のホストから聞いております。

ただ、都内で特にこの世田谷区の女性、住専で土日しかできない、かつ1時間しか外出できない。そして、子供を育てながらということで、以前は好きに民泊ホストができました。泊めたいときに泊めて、子供が小さいから子供部屋にいろいろな外国人家族が泊まって、その子供同士で遊んで、そのコミュニケーションで英語を話したりだとか、学校に通わせなくても家でインターナショナルスクールみたいになっている状態が非常によかったのに、全く今はそうではないというところで、問題が起きています。

なので、届け後のいろいろな規制、同居型、非同居型に関しても、やはりいろいろなところで厳し過ぎると思っていまして、最後のページのほうに少しだけ書いたのですけれども、上乘せ条例だったり180日条例だったり不在型の管理業者委託、在宅1時間以上外出禁止などは見直していただきたいなというのは私個人だけでなく大半の民泊ホストの現場の意見になります。

藤井氏 あと私のほうから簡単に説明させていただきます。

まずキャンセルの件が今、横行しているというか、実際に日本に到着をして宿泊を始めたのにキャンセルをされたという話もきのう、たくさん挙がっていまして、あとAirbnbのせいではないと思うのですけれども、6月15日以前にキャンセルが大量に出ています。これはシステムの不具合ということはお聞きしましたけれども、旅館業の免許を持っている方、もしくは新法が通っている方も全てキャンセルがされるような形も出てきていたりするので、私たちも後フォローが大変でお客様にも申しわけないですし、来られた方の代替の案もしないといけないということもありましたので、今、既存にある予約が入っているものに関しては、ここ2～3カ月ぐらいは猶予されたほうが、日本に対する海外の方の見方というのも、今、大変厳しい状態になりつつあるので、日本を好きなままでいていただきたいなと思っております。

あと上乘せ条例、非常に厳しい場所、京都、あと千代田区などがあります。この上乘せ条例で書類も通らないのが今、京都がたしか22件とかという結果になっていると思います。あと駆けつけ要員、10分以内に行かないといけないという条例がある場所と、あとは法律にも載っていない、かつ条例にも載っていないのですけれども、保健所の担当者の方たちが決めた条件、10分以内に住民票がないと通さない、10分以内に会社の登記簿がないと通さないというような自治体もあります。このような問題を一律に解決ができていければなと思ひまして、皆さんの御意見、お力をいただければなと思ひております。

以上でございます。

大田議長 原委員の質問にあった国の法律の問題、条例の問題、運用の問題というのは後でまとめてお教えいただけますでしょうか。それぞれが実際上どれくらい大きい問題か、

大きい障害になっているかについても、感触でいいですから、後でお教えいただければと思います。

藤井氏 承知しました。

大田議長 Airbnbさんから何かありますでしょうか。

山本公共政策本部長 ありがとうございます。

先ほどの先生の御指摘の点、後ほど書類で御用意させていただければと思います。

届け出後の問題ですけれども、日下さんのほうがお詳しいところかと思しますので、私のほうから発言は控えさせていただきます。

3点目のキャンセルの問題でございますが、言った、言わないというところは今さらというところもございますので、私から申し上げられることに関しましては、少なくとも6月1日の時点でキャンセルをなささいという御指示が観光庁さんから課長通通知でございました。それは事実だと思います。なので、それ以前の御指示に関しましては、報道等、幾つかございますけれども、我々としては、キャンセルの必要性は、御指示いただいておりませんでした。

大田議長 1つ言い忘れましたが、届け出後の問題についても、後ほど列挙してお教えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

山本公共政策本部長 はい。承知しました。

大田議長 原委員、よろしいですか。

では、八代先生、どうぞ。

八代委員 6月1日時点で、それ以前の予約のキャンセルを観光庁が指示をしたということは、新しい規制を、その根拠となる法律が施行される以前にまでさかのぼって適用しているわけですね。ですから、これについて違法性がないかを観光庁に聞くべきだと思います。

大田議長 この後、観光庁からもヒアリングを行います。

では、長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 日下さんにお伺いしたいのですけれども、資料の世田谷区の例の13番目の必要書類ですが、これの後段の管理組合に住宅宿泊事業を禁止する意思がないことを証する。禁止するつもりはないよということを証する書類というのはガイドラインを読めばいいのだからけれども、具体的にどういう書類ですか。

日下オーガナイザー 正直、それもケース・バイ・ケースでわかりかねるところなのですけれども、禁止しないよという何かのエビデンスということで理解しております。私はこの書類自体は友人のホストからいただいたもので、その友人のホストも戸建てに住んでいるのか、賃貸に住んでいるのか、マンションに住んでいるのか、そのマンションが持ち物件なのかなどによって変わってくると思うのですけれども、エビデンスとしては、その建物が民泊を禁止していないという証拠だと認識しております。

長谷川委員 ないことを証明する書類とはどういうものですか。想像できない。

日下オーガナイザー 管理組合で証明をもらうということです。

長谷川委員 証明といっても、管理組合で議論していなかったら、そんなことは組合として証明できないでしょう。

日下オーガナイザー なので、おっしゃるとおり、この赤丸の証明というのは非常に入手が困難です。

長谷川委員 これは区のガイドラインの様式3に書いてあるのですか。

大田議長 長島さん、どうぞ。

長島公共政策本部上席渉外担当 補足させていただいてよろしいですか。国のガイドライン、省令のほうで様式がございまして、例えば1つとしてマンション管理組合の理事長に確認した上で、禁止していないという旨の発言があったということを自筆で署名してそれを提出するという形が1つの例として国のほうからは示されております。それ以外の方法というのはいろいろあると思うのですけれども、1つの例としてはそういう形でございます。

長谷川委員 私もマンションの管理組合の理事長を経験していますが、幾ら理事長とはいえ、議論していないことを理事長の責任で証明できませんね。それが1点。

ここにマンションの81%NGと書いてあるのですのですけれども、この81というのは何に対する何の数字ですか。

日下オーガナイザー これは5月の日経のアンケートで、あなたのマンションは民泊オーケーですか、NGですかというところで81%がNGという記事から数字を抜粋しました。

長谷川委員 日本経済新聞の記事ということですね。

日下オーガナイザー はい。

長谷川委員 わかりました。

山本公共政策本部長 すみません、弊社のほうが引用した数字でございますけれども、一般社団法人マンション管理業協会さんが全ての管理者、管轄されていらっしゃる管理会社さんへのアンケートをとったところ、約8割の方たちが禁止しているとお答えになったとデータが出ております。

長谷川委員 わかりました。

大田議長 よろしいですか。

日下さんにお伺いしたいのですが、民泊に対するマスメディアからの悪い印象、これを是正するにはどうしたらいいか、何かお考えがあればお聞かせください。

Airbnbさんに登録番号の真正性をチェックするにはどうしたらいいのか、何かお考えがあればお聞かせください。

それから、日経新聞の社説に、Airbnbは時々の登録物件数を公表しておらず、民泊というサービス全体のわかりにくさにつながっている、という指摘がなされているのですが、これについてはどうお考えかをお聞かせください。

日下オーガナイザー 少し考えますので、もしよろしければ先に山本さんでいいですか。

山本公共政策本部長 御質問ありがとうございます。

1点目、登録番号の真正性の確認というところですが、観光庁様には我々のほうから毎日、新規で登録があった物件の情報についての突き合わせを我々としてはできません。毎日お出しして観光庁に確認をいただいて、すぐにしかるべき番号のみを掲載するということは可能ですと御提案させていただいたのですが、持続的な仕組みではございませんので一旦保留となっております。

かわりに諸外国でございますと、例えばサンフランシスコ、先ほど少しだけ御説明いたしました、システム連携を仲介事業者と都市側でしてしまっていて、瞬時に正しい番号が我々のほうに吐き出されるようなAPI連携を実施しているところがございます。もちろん、その前提としてサンフランシスコは登録自体がかなりシンプルな10項目ぐらい、普通に入力をして、特に添付資料等なしで済むものでございますので、そういったシステム連携が可能なのわけですが、そうすることで弊社のお客様も負荷がかからずに登録ができますし、必ず正しい番号が返ってまいりますので誤入力等が防げます。こういったことがまず御提案できるかと思えます。

もう一点が、届け出番号以外の番号に関しましても一定の機械的なルールを導入いただくことで精査の精度が上がると考えております。

もう一つ、数の点でございますけれども、いろいろ御心配をおかけしていることは会社としても重々承知をしております。今年の2月時点での数字、6万2,000件というものは開示をさせていただきました。その後、数が変動しておりますので安定するまでは一旦、数の公表は控えているというのが実際のところになります。別に隠しているわけではないのですけれども、しばしお待ちいただければと思います。ありがとうございます。

大田議長 日下さん、何かアイデアがあれば。

日下オーガナイザー あくまで個人の意見でもあるのですが、マスメディアからの悪い印象をどうのように改善しますかという質問に対して、最初はまず体験してもらおうというか、知ってもらおう、知ったことで感動してもらおう。

自分自身も10年前ぐらいにアメリカでこれを使って、これはホテルと全然違うなというのを初めて理解しました。それはやはり幾ら言葉で説明しても本当の真意はわかりかねるというか、ユーザーとして1回泊まって、いいエクスペリエンスだったら、「これはこういうサービスでホテルとかとも違うし、人とつながるサービスなのだ」ということをわかってもらえると思うので、まず体験してもらおうということがプライオリティとしては1つ目です。もう一つ、あるとすれば、日本中にすばらしい優良民泊ホストがいっぱいいらっしゃるの、そういう方にどんどん前に出てきていただいて、こういう場でディスカッションでもいいですし、何か観光庁等とモデルケースなどを一緒にやりながら、PDCAでどういう課題があって、どう改善していこうみたいなものをもし一緒にやれるのであれば、それもすごく民泊イメージを是正する有効なアイデアだと思っております。

以上です。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 まずAirbnbさんにお聞きしたいのですけれども、いただいたプレゼンテーション資料の6ページにスケジュール表が書いてありますね。昨年の法律の公布から施行まで1年間ありましたが、その12カ月の時間配分をどのようにAirbnbさんは過ごされたのか。ホストに対しての働きがけ、観光庁とのいろいろな交渉事案等について教えて下さい。

それといたしますのは、予約のキャンセルも含め、大きな社会的な問題としてクローズアップされて以降、Airbnbにとっては十分な時間があつたのか、Airbnbにとっても時間がなかったのか。それは各国で同様のサービスを既に展開なされておられて、しかも日本は最後のほうだと思ふのですけれども、そこで各国で行政、法律あるいは地域のコミュニティーとのいろいろなやりとりも含めて、知見が相当あつたと私は期待していたのですが、その辺はどうだったのか。Airbnbにとっても今回のことが起きないようにすることはできたのか、できなかったのかというのをぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

日下さんには、先ほどホストの評価とか利用者の評価等についても、ITを使えばごみとか騒音の問題については評価していくことによって、いいホストといい利用者が健全に利用し合せて発展していくというのは理想的なモデルであつて、それについてITは相当貢献の余地がある、というお話だったのですけれども、今回の行政サイドのWebシステムですが、Webの完結率はゼロ%だったのは、Webのシステム、プラス紙があつたからWebだけの完結ができなかつたという指摘なのか、あるいは観光庁が提供するWebシステムそのものには問題がなかつたのかについて、お答えいただけますか。

大田議長 まずAirbnbさん、どうぞ。

山本公共政策本部長 御質問ありがとうございます。

スケジュール、準備に関しましては、まず他国との比較でございますが、弊社がプラットフォームとしてここまで責任を負うというのは日本が初めての事例になります。プラットフォームとして行政に登録したというのも非常に大きな経験でございます、このためにアイルランドに日本のためだけに遵法をしっかりとするような法人まで設立をいたしました。したがいまして、昨年度はずっとその担当の者が寝ずに法人の設立に必死になっていたわけですが、年末までで申し上げますと、観光庁さんとは2カ月に一度くらいの頻度で、ほかの方々がお会うタイミングに横並びで会っているというような形で、一辺倒のこと、例えばガイドラインの内容はどうですかみたいな議論をずっとしてまいりました。

2017年12月以降はガイドラインのめども立ってまいりましたので、弊社としてもきちんと登録をしていくというところの周知を始めさせていただいております。年を越えまして2月あたりから、ホストさんに対しても我々は登録をする関係でこうしたプロダクト(製品・サービス)上の変化がありますというコミュニケーションをとり始めておりますので、

ホストさんへの周知という意味では6月からさかのぼりまして4カ月以上、実施をしているというような形になります。

弊社の法遵守のためのプロダクトの仕様につきましては、3月15日に先立って観光庁さんと綿密にお話し合いをさせていただいた上で必要なプロダクト仕様を導入しております。3月15日のタイミングで届け出番号が入力できるような仕組みを作成いたしまして、その後は、6月15日以降は日本の法律にのっとってきちんと動けるようにバックエンドも含めて一気に仕様を変えたわけでございます。

準備期間が十分あったのかということところで、多分外からご覧になると十分だろうとおっしゃる方は確かにたくさんいらっしゃるのところではございますけれども、やはりグローバルの会社といたしまして、ガイドラインが出てから半年できちんと全て守っていく変更を本社含めて変えていくというのは、かなりチャレンジが多かったというのが正直な感想です。その中でも日々細かい御指示の変更があったりですとかということもございましたし、少なくとも申し上げられますのは、突然のお知らせというもののがかなりサンフランシスコのエンジニア部隊にはしわ寄せが行ったとは自覚をしております。

お答えになっておりますか。

大田議長 ありがとうございます。

では、日下さん、お願いします。

日下オーガナイザー ありがとうございます。

Webの問題なのですけれども、登録開始3月15日から5月上旬ぐらいまではWeb自体には明らかに問題があったと思っております。ダウンも多いですし、Web自体がダウンする、エラー画面になる、画面の遷移がおかしいところがある、添付した書類が消えてしまうなどがありました。

5月中旬だとか5月のどこかのタイミングでその問題自体は大分解消したということは伺っております。ただ、依然として書類手続が非常に難しいのでWeb登録自体が非常に難しいということと、あと本人ではなくて行政書士などをお願いする場合は委任状を含めて現地に行かないといけないのでWebが使えないということも伺っております。

大田議長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 ごく短くします。先ほどの13番の話で日下さんに聞きたいのだけれども、これは世田谷の上乗せですか。それとも、国のガイドラインに基づくものですか。

日下オーガナイザー こちらは世田谷区の上乗せだと伺っております。

長谷川委員 上乗せですね。わかりました。

大田議長 金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 Airbnbさんに追加で、こういう大きな責任を負わされたのは日本が初めてだとおっしゃったので、ほかの国との比較で、ほかの国とは違う責任というのは一体何かというのをきょうでなくてもいいので、後でまたペーパーでも出して教えてください。

山本公共政策本部長 承知しました。

大田議長 ほかの国とは違う責任について、今、何かありましたらお願いします。

山本公共政策本部長 まず、そもそも登録をするというところが大きな挑戦でした。これまでそういった国の要求がございませんでしたし、基本的には町レベルでのルールができて、それに対して我々が自主努力でどこまでお手伝いができるかというところの話だったのですが、日本につきましては基本的にはホストさんと責任を分担して、宿泊事業をきちんと普及するためにプラットフォームが一定の責任を負うべきであるという議論になったところが多分ももとの一番の違いだと思います。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、今後とも私どもはフォローアップをしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。きょうはお忙しいところをありがとうございました。

(ヒアリング出席者交代)

大田議長 お待たせしました。続きまして、関係省庁より、現在の状況と今後の対応についてお伺ひいたします。

本日は、観光庁より、菟川直也審議官、鈴木貴典観光産業課長、消防庁より、緒方俊則消防庁次長、厚生労働省より、竹林経治生活衛生課長にお越しいただいております。ありがとうございます。

それでは、まず観光庁より、説明をお願いいたします。

菟川審議官 観光庁です。よろしくお願ひいたします。

6月15日前後でいろいろ報道が随分ヒートアップいたしまして1週間たちました。当初、登録の戸数などは随分少ないという話があったのですが、直近、かなり1週間で1,000件くらいふえているということもありまして、そういう動き等について、まず御報告をさせていただきたいと思います。

鈴木観光産業課長 では、続きまして、資料に基づきまして御説明をさせていただければと思います。

私、観光庁の観光産業課長をしております鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1 - 5をごらんいただきたいと思います。事前に御質問を幾つかいただいておりますので、その内容に沿いまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず届け出の現在の状況でございますが、3月15日から御案内のとおり、住宅宿泊事業法の準備行為が始まっております。

2つ目の でございますが、6月15日時点で、観光庁で全国の自治体等にも調査をいたしまして集計をしたところ、届け出の提出が3,728件、うち受理済みということで番号の発行まで至っているのが2,210件となっております。

ここに至る推移なのですが、法律の準備行為は3月15日以降、始まっているのですが、最初の2カ月ぐらひは極めて低調でございまして、なかなかふえてこなかったのですが、5月下旬、6月ぐらひから急激に増加をしているというような状況でございます。

また、ここには書いておりませんが、6月15日以降も6月前半と同じぐらいのペースで毎日、百何十件かの届け出が現在続いているという状況でございます。

実態別の内訳件数については以下のとおりでございますが、大変我々が見て特徴的だなと感じているのは、もともとあった需要の偏りぐあいから見ても、札幌市、北海道が非常に多くなっているというのが1つ特徴かなと思います。実は札幌市、北海道は、期間の制限条例という意味では割と住専は平日だけとか厳しい感じだったのですけれども、一定の届け出件数というか、かなり2位以下を離しているような状況でございます。この辺は後ほども若干御説明させていただきますが、必ずしも事前の相談に来いとか、余りそういうことを言っていないということも関係しているのではないかなと我々としては感じております。

続きまして、関連しまして、その下にありますが、やはり事業として投資的にやってらっしゃる方も相当数あったのではないかなということで、365日営業ができる旅館業法上の簡易宿所の許可とか大阪市等での特区民泊、こちらのほうは最近かなりふえていて、この数値の推移自体は直近の数字がまだ統計的にはつかまえていないのですが、我々が話を聞いている限りでは自治体のほうでもかなりふえているとお伺いしております。

2ページ目は先ほど申し上げました自治体ごとの表でございます。後ほど時間があるときにごらんいただければと思います。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。各自治体の受付体制とか、実際、いつから始まっているのかというような御質問をいただいております。そちらにお答えするものでございます。

1番目の に書いてありますが、ほとんどの自治体においては3月15日からの届け出が開始され、そこに特段の支障はなかったと把握しておりますが、一部の自治体においてはシステム接続や人員確保等の体制整備、中核市への移行といった問題から、届け出の受付が2週間程度おくれたなどの支障があったということで把握してございます。

下の表でございますが、1つは真ん中、目黒区というのがございますけれども、こちらは区の中で条例か何かで個人情報の取り扱いに関する審議会というものがあって、その承認作業がおくれて届け出が当面窓口のものに限定されてしまったという例がございます。

また、2つ下の沖縄県のところでございますが、こちら3月15日から一応店開きはしているのですが、実際、書類を持って来られても待っていてくださいというようなことを言っていたような事例が確認をされてございます。ただ、そのほか、川口市、明石市、このあたりは4月1日からたまたま中核市に移行されたということで事務の移管がございました。ただ、それぞれ県から移管をされておりますので、それなりに対応をされたとお伺いしております。

また、条例案の議会提出が今回のスケジュールでやると2月、3月議会に出していただきたかったなと国としては考えているのですが、4月議会にずれ込んだ自治体としても2つございました。具体的には荒川区、那覇市ということでございますが、ここも必要書類

の事後提出を認める対応を行うこと等により、届け出自体はきちんとやったのだということをお伺いしてはヒアリングしてお伺いしてございます。

このほか、印であります、北海道、静岡県、大阪市と2月、3月議会に出しているのですけれども、その3月15日をずれ込んで可決をしたところもあったということでございます。ただ、そこで実際には条例案の内容は事前周知、パブリックコメント等をしておりますので、ある意味では当たり前かもしれませんが、こういう条例が現在、審議されているので、これを基本的には前提に考えてくださいというような注意喚起等を行っておたとお伺いしております。

続きまして、届け出から受理までの期間についてどれぐらいかかっているのかというようなことをお伺いいたしまして、我々としても自治体に対してヒアリングを行いました。4ページ目をごらんいただきたいと思いますが、代表的なところで北海道、東京都、新宿区、京都市ということをお伺いしておりますが、1週間から2週間ぐらいとおっしゃっていますが、基本的にはきちんとした届け出書類が全部そろってからこれぐらいだというように我々としてはお伺いしてございます。

また、詳細のところ、これもヒアリングで聞き取った内容でございますけれども、東京都、新宿区、京都市さんなどでは事前相談を推奨されている一方で、北海道さんは不要だということによっておられるということでございます。また、事前相談を推奨というようにおっしゃっておられますが、実は我々、Airbnbさんとかからこういうものを義務づけられているのではないかなというような事前の相談もあって、それぞれ、我々は電話などでもヒアリングを自治体に行っているのですけれども、自治体から義務づけているわけではなくてお勧めしているだけなのだというような御回答はいただいておりますが、それが本当にどこまで窓口できちんと相手に伝わっていたのかというのは、必ずしもそうないなかったケースもあるのではないかなというような気もしております。

5ページ目をごらんいただきたいと思いますが、こちらは法律に基づく届け出事項、添付書類ということでございます。基本的には～に書かれておりますように、国の省令のレベルでは事実関係を確認するようなものばかりでございます。確かに法務局に行ったり区役所に行ったりしないといけない証明書の類いもございまして、手間がかかるのはわかる部分もあるかなと思いますが、つくるのがすごく難しいというようなことではないのかなと思っております。

書類といたしましては、いろいろ書き込む届け出書のほかに添付書類として6～12種類ぐらいの書類が必要になります。ふえる場合というのは、例えば分譲マンションの場合は管理規約の写しを下さいとか、賃貸の場合はもともと貸している方の転借人の転貸の許可をしている部分の写しを下さいとか、そういう写しを求めることが多くなりますので、数が変わってくるということでございます。

これに加えまして2つ目のでございまして、条例等によりまして追加をされているものがあるということでございます。特に京都市などの場合では、例えば20種類ぐらいの添

付書類が求められているということで伺ってございます。

具体例ということで6ページ目をごらんいただきたいと思います。自治体の追加で求めている書類の例ということでございますが、例えば住民票の写しみたいなものは、国としては住基ネット等で確認が可能なので添付を求める必要はないのではないかなと思っておりますが、自治体のほうでは届け出の受付事務の円滑な迅速な処理のためにこれを求めているというような実態がございます。

また御質問でいただいて、建築士の安全措置に関するチェックリストにつきましてどうなっているか。建築士の免許証の写しを添付して提出しなければならないといった例が指摘されているということで、これは本当なのかというのは御質問がありまして、こちらについては、実際こういうチェックリストをつくって届け出の際に添付を求めてらっしゃる東京都並びに千代田区、新宿区等の都内の20自治体に確認をさせていただきましたが、彼らの言い分としては、建築士等による確認は推奨しているが、自己申告による提出も可としております。また、建築士の番号を横に書かせているという例はあるのですが、写しの添付を求めている例はないとお伺いをしてございます。

7ページ目でございますが、こちらのいわゆる電子申請がどのくらいかということでございます。この図の7ページ目、8ページ目をごらんいただきたいと思いますが、3つの区分に分けてまとめさせていただいております。1つ目の「電子方式(電子署名あり)」ということでございますが、これはマイナンバーカードを使った電子署名を利用して完全にオンラインでやるという方式でございますが、こちらが5.9%くらいということでございます。

ただ、これはマイナンバーカードの普及率等を考えるとこんなものかなという気もしているのですけれども、マイナンバーカードを保有しなくても基本的にメールや郵送でできるようにしたものがございまして、税などでもこういう方式をやっておりますが、ID・パスワードを取得して、ホームページというかパソコン上で届け出事項を入力して帳票を印刷して、自分で判こは紙に押して、それを郵送するという方式でございます。これは、要は電子署名のかわりに自分の判こでいいということになりますので、手間としてはこれが実は一番簡単かなと考えておりますが、これは2割くらいで19%ということでございます。

が基本的に窓口に来て書いてやってくださいというものでございますが、こちらが大体75%、4分の3くらいの現状になってございます。こちらは事前相談に来てくださいと言っていることと我々は関係がややあるのではないかなという気もしておりますので、そういった点も含めて、できるだけシステムを使ったオンラインの届け出が基本になるように自治体に対しても趣旨を説明していきたいと考えております。

9ページ目をごらんいただきたいと思います。6月1日に私のほうから住宅宿泊仲介業者宛てに出した通知文「住宅宿泊事業法の施行日後における違法物件に係る予約の取扱いについて」の経緯についてお示しいただきたいということでございます。

ここには資料では法律と通知文そのものをつけさせていただいておりますが、まず法律の上の段のところでございますが、法律の58条の第2号でございます。こちらは今年の6月に成立しているものでございますが、このときに宿泊者に対し、法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、またはその提供を受けることに関し、便宜を供与することということが禁止事項、仲介業者はやってはいけないということになっております。

この2号の太い黒のところなのですけれども、法令に違反するサービス、これがいわゆる闇民泊というか違法民泊の仲介行為ということになるかと思いますが、こういうことをあつせんすることも禁止されているし、また、その提供を受けることに関し、便宜を供与することも禁止されているということでございます。

ここで議論となるのが、予約契約は実は6月15日の法律の施行日前にやっていたのだけれども、その宿泊日としては6月15日の後だったものについてどうかということなのですが、確かにあつせんについては施行前なので、この条文の前半部分には当たらないのですが、後段のその提供を受けることに関して便宜を供与することというところを見てみますと、実際には予約を保持してサイト上でいろいろな情報のやりとりをして、仲介業者側で手数料を差し引いてお金の決済等をやるというサービスあつせん、便宜供与をされておられるので、そこは法律に抵触する可能性があるのではないのでしょうかと我々は考えております。

こちらについては、実は今年の1月ぐらいからAirbnbさん等と議論をいろいろしておりますが、我々としてはその際、彼らからは違法物件に係る予約についても順次、合法物件に切りかえていきますということをお伺いして、そういうことなのかなと理解しておったのですが、5月の中旬になりまして民泊の専門サイト、いろいろなコミュニティーの方が見られるサイトで違法物件に係る予約も温存される方向だというような報道が出ましたので、彼ら等と状況を確認したところ、大量のそういうものがあるということで改めて確認的に6月1日に通知を出させていただいております。

その1番のところの黒字の部分であります。先ほど申し上げた法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんすることに加えて、関連する便宜供与等も禁止している58条各号に該当することのないようにしてくださいねというような通知を確認的にさせていただいたことでもあります。その後、Airbnbさんにおかれては御案内のとおり、6月8日以降、キャンセル措置も含め、適切に対応していただいたと思っております。また、キャンセルされる方に対して手厚い保護、保障措置をされたりとかJTBさんとか日本の旅行会社とも協力しながら、代替の宿泊施設の確保について十分な御努力をいただいているものというように考えております。

続きまして、今後の対応ということでございますが、10ページ目をごらんいただきたいと思っております。我々としては、まず届け出、現在も引き続き6月15日以降も増加しているような傾向にはございますけれども、さらに届け出手続のいろいろな問題もあるやに聞いておりますので、こういったものの迅速化のため、システムを利用したオンラインでの届け

出を基本とするとともに、添付書類の簡素化や削減に取り組むよう、各自治体に対して要請を行っていきたいと考えてございます。

また、もう一つ、そういうお願いをするだけではなくて、やはりこういう対応の根っこにある部分として違法民泊を初め民泊に対する悪いイメージみたいなものが少なからずあって、これを改善しないとなかなか根本的な解決になっていかないのではないかなと考えておまして、違法な民泊サービスの排除とともに、例えばこの資料ではHomeAwayさんと楽天さんと全国古民家再生協会さんが連携して全国の古民家をうまく活用して合法民泊に転換していこうという取り組みの例でありますけれども、こういったいい例を推進し、また横展開、情報発信に努めて、民泊のイメージの改善にも努力をしていきたいなと観光庁としては考えているところでございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、消防庁さん、お願いします。

緒方次長 消防庁でございます。

資料につきましては資料1 - 6と1 - 7がございますけれども、1 - 6のほうで御説明をしていきたいと思っております。

おめくりいただきまして、まず民泊におけます消防法令上の取り扱いでございます。上の枠内に書いてありますとおり、民泊につきましても利用されます方の安全が確保されますように、一定の要件に当てはまる場合の民泊施設につきましては、消防法令上、宿泊施設に該当するというようにいたしまして、自動火災報知設備等の設置を求めています。こういったような防火措置につきましては、事業者にとりまして過度の負担となっていくことを避けながらも、最低限の安全性を確保していくものとして備えつけをお願いいたしております。

枠外の 印にございますけれども、宿泊施設の扱いとなっていた場合に設置を求めていますものは、この自動火災報知設備以外に建物の規模や階数等に応じまして消火器であったり誘導灯、防災カーテンなどがございます。下のほうの図で御説明いたしますと、左側のほうの戸建て住宅で民泊を行う場合でございます。緑の部分でございますけれども、家主が同居してまして宿泊室も床面積を50平方メートル以下といったように規模が小さい場合につきましては一般住宅扱いというようにいたしておりますが、それ以外の民泊につきましては出火の危険性とか避難の困難性が高まっていくといった観点から、消防法令上、宿泊施設というように扱うことにいたしまして、先ほど申し上げました設備の設置を求めていくというようにいたしております。

右のほうはマンションなどの共同住宅の場合でございますけれども、基本的には同じ考え方でございます。下のほうにございますけれども、共同住宅、複合用途、宿泊施設、こういったように分けて対応していくことにいたしております。

次のページでございます。消防法令適合通知書の関係でございますが、民泊を利用され

ます方の安全を確保していく観点から、民泊事業開始の段階で求められます防火措置が備わっているかどうかということが必要になってまいります。このために消防機関では消防法令適合通知書の交付を行ってきております。交付までの流れでございますけれども、家主のほうで設備を設置していくなど準備ができましたらば、管轄の消防署に交付申請を行ってまいります。そして、この際、図面などをもとにいたしまして確認をさせていただくことになっていくために、消防署で対面相談となっていくのが一般的でございます。

次に、申請を受けまして管轄をします消防署が立入検査を実施いたしまして消防法令への適合状況を実際に調査いたします。立入検査の日程調整は申請者の希望をもとに調整しております。また、立入検査の所要時間は15～30分程度でございます。

調査の結果、消防法令に適合していると認められる場合につきましては、消防法令適合通知書が交付をされてまいります。申請から交付までの期間につきましては、午前中に申請があってその日のうちに交付といった場合から7日程度、かかる場合がございます。

3ページでございます。消防法令適合通知書の手続を円滑に進めていくための取り組みの事例でございますけれども、1点目でございますが、特に申請が多くなっております消防署につきましては、職員を増員するなどいたしまして対応をしております。

2点目でございますけれども、郵送とか電子メールによります申請も可能としている消防本部もでございます。

3点目ですが、一般住宅扱いとなっていく民泊施設につきましては、提出様式の簡略化とか立入検査の省略が行われている、そういったような事例がございます。

そのほか4点目、5点目でございますけれども、事業者向けの民泊の説明会が実施される際に消防も参加をいたしまして消防法令の説明を丁寧に実施していったり、自治体のホームページで適合通知書の手続方法を掲載いたしまして周知を進めていくといった取り組みがございます。消防庁におきまして引き続きこういったような事例を広く周知していきまして手続きの円滑化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

御質問や御意見がたくさんあると思いますので、恐縮ながら、御意見も御回答も簡潔にお願いいたします。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 観光庁さんの資料の5ページ目の、区分所有建物の場合は管理規約等と後段にあります。その管理規約に特段の定めがない場合は原則オーケーなのでしょうか。

鈴木観光産業課長 管理規約に定めがない場合は、例えば管理人さんのところに行ってそういう規約がないというのを署名していただいて証する書類、宣誓書類のようなものを出していただくということをしていただいております。

長谷川委員 その場合はオーケーですか。

鈴木観光産業課長 それはオーケーです。

大田議長 先ほど事業者のヒアリングでは、管理規約に特段の定めがなければオーケーということではなくて、管理組合に住宅宿泊事業を禁止する意思がないということを管理人さんが署名して出さねばならないとなっているという話を伺いました。これは世田谷区の例です。

鈴木観光産業課長 禁止する意思がないということをどういう形であらわすかということなのですが、原則としては管理規約で白黒つけてくださいという指導をしております。その上でやってらっしゃらないところは、では、どうするのだということがあります。そこで、我々がやっているのは、そういう意思がないということ証明していただければ、宣誓していただければいいですよということにされております。

長谷川委員 禁止する意思がないことを証明するということは、禁止する意思がないということ自体を決定することになりますね。それはある種の方向性を事実上決めるという決定を管理組合に求めているということになるわけですが、そういう趣旨で国は規制をつくっているのでしょうか。

鈴木観光産業課長 本日、資料を御用意させていただいておりますけれども、国で12月26日にガイドラインというもので自治体さん等に配付させていただくとともにホームページに出させていただいておりますが、これについて管理組合に届け出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類ということの意味の解説をしております。管理者が管理組合に事前にこういうものをやりますよということを報告した上で、届け出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した宣誓書。要は、その時点で禁止の方針がないというだけで、これを宣誓していただければいい。つまり、将来にわたって禁止しないよということを決めていただいなくてもそこは受け付けるということでガイドライン上、解説をさせていただいて様式を定めさせていただいております。

長谷川委員 ということは、先ほど世田谷の例を御説明いただいたのですが、世田谷の場合は禁止する意思がないことを証明せよというものを求めているのであって、国としては届け出時点でそういう意思があるかないかを聞いているわけではないので、それは世田谷がいわば過剰に解釈した上乘せ規制をしているという理解でよろしいですか。

鈴木観光産業課長 事実関係は確認しておりませんので、仮にそれが真実であれば、世田谷区さんで上乘せの規定をされているということになります。

長谷川委員 では、確認しますけれども、国のほうは、その届け出時点で特段の定めがない場合はオーケーなのだということですね。

鈴木観光産業課長 そうですね。

大田議長 事業者さんのお話と観光庁さんが見ている景色とは、実態はかなり違うように思います。Web事業者さんのお話では、Webで完結する申請率もゼロであるということでした。そこでお願いしたいのは、手続書類の多さや、Webでなぜ完結しないのか、あるいは自治体でどれくらいばらつきがあるのかといったことを、早急に実態調査を行って改善策

を講じていただけないでしょうか。また、国と仲介事業者との意見交換の場を持って改善策を講じていただけないでしょうか。

鈴木観光産業課長 はい。仲介業者様とは日ごろからいろいろな意見交換をさせていただいております。届け出の問題についても何度か意見交換をさせていただいております。また関係省庁ともお話ししながら、自治体さんに対してもきちんといろいろなこういう声が上がっていますから改善してくださいというようなことはこれからも言い続けたいと思っております。

大田議長 ただ、実態として改善していません。非常に混乱したままスタートして、優良な物件であっても届け出をやめているという事例もありますので、ぜひ実態調査を行っていただきたい。そして、明示的な意見交換の場を持って改善策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木観光産業課長 実態についても、きちんとヒアリングをさせていただいて意見交換をして対応したいと考えております。

大田議長 ほかにありますか。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

まず、予約のキャンセルについてのお話がありました。6月1日に通知を出されたということでしたが、法律の施行前になされた予約についてもキャンセルをしなければいけないということが法律の施行の2週間前に少なくとも文書で初めて明らかになり、その後、実態としてばたばたとキャンセルがなされている。とても先進国でなされていることは私には思われません。これはコメントです。

あと質問とお願いなのですが2つありまして、1つは例えばAirbnbさんの物件だけでもかつては6万件以上あったと言われていました。でも、もちろん、この中には全て優良なものではないものも含まれていたのだらうと思いますが、これが法施行に伴ってどう移行されていると観光庁さんとしては考えてらっしゃったのか。インバウンド観光の受け入れの観点から、維持されるべき民泊というのはどれくらいあって、現状でどの程度その届け出がなされていると見てらっしゃるのか。仮にそれがまだ十分届け出が進んでいないのだとしたら、今後、どういう対策をとられるのか。これは質問です。

2つ目に、先ほどの議長の実態調査の話とも重複すると思いますが、上乗せ条例、上乗せの引用、これはぜひ全ての自治体について一覧をきちんと整理していただきたいと思えます。先ほどあくまで推奨なのですみたいな話があったのですが、本当に推奨だと言われるのだったら、推奨されていない方式でちゃんと届け出が終わった例をぜひ教えてください。そうでないと、やはり推奨ではないのではないかと思われるわけです。

以上です。

大田議長 お願いします。

鈴木観光産業課長 まず数でございますけれども、6月15日以降も実際には毎月毎月か

なりふえているような状況でございまして、法律でも事業を始めるまでに届け出をすることですので、今の3,700なりというのは1つの通過点でしかないのかなと思っております。今後も合法的な民泊はふえていくのかなと思っております。

また1点は、今、あいている空き室などを活用したい、だから、今、住宅としてこれを有効活用したいという住宅宿泊事業だけではなくて、やはり実態としては不動産投資的な事業としてやられたいという方も多くいらっしゃるのではないかなと感じております。こういった点は、むしろ簡易宿所の許可、規制緩和は一方でされておられますけれども、簡易宿所の許可とか特区民泊のほうに移行されていくということかなと感じております。

また、健全な民泊という点では、これから特に地方部で空き室とか古民家とか農泊とか、こういったものの事例をふやしていく。こういったものは我々、法律ができたことに伴っていろいろな企業さんがこのマーケットに参入されてきておられますが、彼らが先頭に立っているいろいろな方と連携してリノベして変えていこう、民泊に使っていこうという話を進められておりますので、こういったものの数もふやしていくのもとても大事なことでないかなと思っております。

続きまして何でしたか。

原委員 2つ目はもうお願いなので結構です。

鈴木観光産業課長 よろしいですか。

大田議長 森下委員、どうぞ。

森下委員 先ほど議長が言われたオンラインでの入力の数なのですが、現行、実際上は6%だけしかないわけですね。5.9%。これはいつぐらいに、10ページのところでは基本とすると記載されていますけれども、例えば年末までには大体何%ぐらい、こちらのほうに移行するというように目標としては考えられているのですか。これは今のままいくと、先ほどの原さんの質問ではないですが、多分推奨ではなくて義務づけられているのであれば、移行することはなかなかないのだろうと思うのです。それを見るだけでも方向性が見えると思うので、観光庁としての目標を教えてください。

大田議長 以前から、Webだけで手続きが済むように、ということは何度も何度もお話ししていることなのですが、今の御質問は、目標の設定についてですね。

鈴木観光産業課長 あくまでこれは申請者の方の選択による部分もありますので、我々として何%しないといけないという目標をつくっているわけではございません。

また については、マイナンバーカードの普及とカードリーダーみたいな普及もありますので、我々としては、 とあわせて考えていくのかなと思っております。 、 あわせて、今、できないこと、電子申請ができないからというような課題があれば、それは早急に直していかないといけないと思っておりますし、もっと使いやすいシステムにしていこうという努力はしていきたいと思っております。

また、自治体さんとの関係では、自治体ごとによって電子申請の利用の動向も少し偏りがあるように我々は認識しておりまして、その背景にあるのが事前の相談とか、そうい

ったものをどこまで求めてらっしゃるのかというところもあるかと思しますので、そういったところについても適切な対応をいただくようお願いさせていただきたいと考えてございます。

大田議長 森下委員、どうぞ。

森下委員 だからこそ目標が要るのではないですか。それは目標がなかったら、いわゆる政策目標というのは全く実行できないと思うのですけれども、何%ぐらい、1と2、あわせて結構ですので、年末にはどれぐらいを目指すのですか。

鈴木観光産業課長 繰り返しになりますが、利用者の方の選択ということでございますので、我々のほうで何%にしないといけないというのはなかなか申し上げられませんが、できるだけ多くなるように努力をさせていただきたいと思っています。

森下委員 でも、そうすると、10ページのところの基本とするという趣旨は全く意味がないことではないですか。

大田議長 意見交換されているということでしたけれども、先ほど事業者にお話を聞いたときは、1,600人のアンケートでWeb申請だけで完結したのはゼロであったとのこと。完結させたかったのにできなかった方がそれだけいらっしまったということです。目標としては全てできるようにしていただかないといけないと思いますが、いかがですか。

鈴木観光産業課長 そういう意味では、全てを目指してやっていくというのはおっしゃるとおりだと思います。

大田議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 届け出の代行業業というのが入る余地というのはありますか。それとも個人情報とか絡んできて、これは全くそういうビジネスの余地はないのでしょうか。というのは、普通の人のところ泊まりたいと言っているのに普通の人が可能届け出の作業が必要な状態にあるようです。となると専門知識や実務経験がある代行業業の入る余地があると思いますが、そのようなビジネスは可能ですか？

鈴木観光産業課長 おっしゃるとおり、御指摘のとおりでございまして、実際、いろいろな行政書士の方とか不動産屋さんみたいな管理業者の中にもかなりサポートをされるということを事業としてされる方もいらっしゃいます。こういう方がふえてくると、また届け出もふえていくのかなと感じております。

大田議長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 書類の中の資料の新宿と京都で現地調査のところは任意と書いてありますけれども、これは任意ですか。

鈴木観光産業課長 我々がヒアリング、報道とかAirbnbさんなどから、こういうような申し入れがあるのですけれども、どうなのですかということを御連絡させていただいて聞かせていただいたら、推奨はされているが、一応任意だと、義務ではない。これがないと届け出を受け付けないとは言っていないと彼らはおっしゃっておられました。

長谷川委員 業者さんのほうの資料では、立入検査をしないと番号を発行しない、と指

摘されておりますが。

鈴木観光産業課長 仮にそれが真実だとすれば適切ではないと考えております。

大田議長 先ほどお願いしましたように、これはぜひ実態調査をしていただいて改善策を講じていただきたいと思います。

例えば廃棄物のルールや下水のルールなど、自治体の事務でやっているものを民泊にどう当てはめるかについて、観光庁から事前に運用の考え方が示されていなかったために自治体も混乱していたためだと思うのですが、自治体によって対応がばらばらのようです。しかも、先ほどのヒアリングで出てきた話では、自治体の側も毎日言うことが変わると。。これらについて、ガイドラインを出すというお考えはありますでしょうか。

鈴木観光産業課長 済みません、ごみの部分はガイドラインに書いてあったと思いますが、いずれにしてもQAなり何なりでも示しておりますので、基本的には多分廃棄物処理法上の事業ごみになってしまうから出さずにその部屋に置いておいてください、後でとりに行きますからという感じになっているはずだと思っているのですが、確認をさせていただきます。ただ、いずれにしましても、QAとかいろいろな形でありますので、質問も一部いただいておりますので、きちんと回答をし、また、その回答を皆さんが見える形にすることで統一的な運用がなされるように積み重ねていきたいと思います。

大田議長 実態として自治体でばらばらなわけですから、恐らくQ&Aで示していただいたことは伝わっていないわけですね。ぜひ改善策を講じていただきたいと思います。

もう一点、消防庁の消防法上の適用が、これは余りにひどいのではないのかと思います。ホテル並みのものを求めておられます。50平米以上に対して大変厳しい対応が示されているわけですが、これは事前に観光庁との調整ではどうであったのか。民泊を推進する立場として観光庁もこれでいいと思われたのでしょうか。それとも、かなり交渉した結果がこれなのでしょう。

緒方次長 50平米は宿泊の部屋ですから、部屋全体の中の一部の寝泊まりする場所だけの面積が50平米ということになってきますので、相当大きくなると50まで例えば一般住宅の場合はいかないと思います。

大田議長 その部屋があいていて、それをゆったりと泊まりたい人の部屋にしようとした途端に消防法上の適用がなされると。その部屋が入っている建物の棟の用途も変わってくる可能性がある。なぜこれほどの規制が必要なのですか。住宅専用地域でできるのが民泊であり、だから180日という制限もついている。先ほど観光庁さんから地方でこれからどんどん広がっていく可能性があるということでしたが、消防法の扱いがこれだと広がっていかないと思います。

緒方次長 少し実態のお話をさせていただきますと、ことしの5月14日時点、少し古いのですが、実際に消防法令適合通知書を出している20政令市の調査を行っていますが、宿泊施設に該当しているのが7件でして、一般住宅に該当しているのが123件という数字がございます。これは全体をあらわしているかどうかというのはわかりませんが、

例えば一戸建ての場合につきましては、傾向的には多くのものが一般住宅になっていくのではないかと考えております。

大田議長 金丸議長代理、何かありますか。

金丸議長代理 補足なのですけれども、このカテゴリーが一般住宅と宿泊施設、消防庁は2種類に分けていますね。今、議長が言われたとおりで、今回のケースは、この二択だけではなくて、全く新しい考え方なわけです。宿泊も180日に制限しているわけですから、半分に制限した上でそこに必要な、しかも、そこは多くの場合、人が既に住んでいたわけで、その人が最初に住んでいたときに消防法上に問題があったわけではないですから、新しい考え方を消防庁には検討してほしいと思います。

緒方次長 やはり外国人の方とかお住みになっていきますと、日本のコンロとかストーブなどというのは余り使ったことがない方も多いかと思えます。そしてまた面積が大きくなっていきますと避難する経路などもはっきりしにくくなっていきますので、そういった観点で一定の規模でもって判断させていただいておまして、それもできるだけわかりやすくという観点も考えながら行っています。そういったようなことでございます。

大田議長 観光庁さんは、今の消防法上の扱いはもう既に認められたわけですね。十分に議論された上で、民泊を推進する立場でこれはやむなしと判断されたわけですか。

鈴木観光産業課長 経緯から申し上げますと、もともと2分の1以上という規制もついておられて、その部分は緩和をさせていただいたことに対しては大変ありがたいと思っております。もともと50平米以下かつ全体の面積が2分の1以上だったか以下だったかという規制は若干緩和させていただいておりますし、また6月1日も省令を改正させていただいてスプリンクラーの一部共同住宅の10階以下の部分を緩和させていただいたりとかもしておりますので、そういった点については大変ありがたいと思っておりますが、全体のあり方については観光庁で、ここまではまけていいとかここまでは厳し過ぎるとか、なかなか消防の問題については技術的要素も多くて判断しかねる部分もありますので、そこは最終的には消防庁さんの御判断だと思えますけれども、常に合理化については、これまで御検討いただいておりますし、これからも引き続き検討していただきたいなとは思っております。

大田議長 この消防法の規制は結構厳しい制約になっていると、先ほど事業者さんからもそういう声が出ましたので、引き続きの検討をお願いいたします。

金丸議長代理 最後、いいですか。

大田議長 金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 インターネットがなかったら、民泊というサービスは出てきていないのです。それを前提としていることは皆さん、よろしいですか。民泊新法施行の6月15日は規制改革実施計画と同じ日なのですけれども、閣議決定した中にはSociety5.0にふさわしいデジタルガバメントというのを標榜しています。今回、新しい法律ができたわけです。その新しい法律ができる前にも、届け出はWebで全部完結してくださいということを強くお

願っていたにもかかわらず、複雑な書類が必要になっているのです。

ですから、私はこの新しい法律に付随する20種類の紙がなぜ必要かについては、閣議決定と大きくギャップがあるので、一番取り上げてしかるべきテーマだと思っていますので、これは政府全体でタスクフォースでもつくって検討すべき課題だと思います。これは日本が抱えるかなりの問題が凝縮されている結果、今回の混乱が起きたという認識ですので、引き続き規制改革推進会議でも意欲的にこのテーマについては検討してほしいと思います。

大田議長 引き続きフォローアップいたします。余りにも問題が多いという印象を受けております。これでは何のための民泊であったのかという感じがしますので、改めて、今、起こっていることの実態を調査していただいて、改善策を講じていただきたいと思います。仲介事業者との意見交換の場を持って改善策を検討していただきたい。また、自治体のさまざまなルールについて、自治体も混乱しているところがあると思いますので、観光庁さんとしてガイドラインなり方針を明確にさせていただくことをお願いします。

先ほどAirbnbさんから、登録番号の真正性について、サンフランシスコの例が出されました。真正性をチェックする仕組みについても工夫していただきたいと思います。今後、またフォローアップしていきますので、どうぞよろしく願います。

きょうはお待たせして、また時間も延長しまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。引き続き観光庁さん、消防庁さん、よろしく願います。

大田議長 延長しまして申しわけありませんでした。話を聞いていてかなり問題が多く、これでは民泊はなかなか広がらないという感じがいたしますので、きょうの議論を踏まえ、会議として意見をまとめて公表したいと考えております。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますか。

佐脇参事官 次回の会議日程につきましては、後日、事務局から連絡いたします。

大田議長 それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。